

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による意見の聴取……………一
- ………(都市整備局市街地建築部調整課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………二
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………二
- 建築基準法による意見の聴取……………二
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………二
- 都道の区域変更……………二
- ………(建設局道路管理部路政課)……………二
- 告示(選)
- 平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………四
- 平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………四
- 平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………四
- 平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………四
- 平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………四
- 平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十八号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………四
- 平成三十年東京都選挙管理委員会告示第百二十二号……………四

### 規程(文)

- 三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………五
- 令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………五
- 令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………五
- 西東京市長選挙における選挙の効力に関する審査申立てについての裁決……………七
- 東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程……………三

### 告示(文)

- 昭和五十四年交通局告示第十一号(東京都乗合自動車運行系統の名称及び区間)の一部改正……………三

### 公 告

- 当せん金付証票の発売委託……………四
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………五
- ………(環境局総務部環境政策課)……………五
- 当せん金付証票の発売委託……………六
- ………(全国自治宝くじ事務協議会)……………六

### 雑 報

## 告 示

### ●東京都告示第九百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害

関係を記した書面を提出してください。

令和三年七月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 令和三年七月二十九日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二一六会議室

三 書面の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局市街地建築部調整審査担当(東京都庁第二本庁舎二階)

新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三(五三八八)三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 目黒区大岡山二丁目十二番一号

所氏名 国立大学法人東京工業大学

建築敷地 大田区石川町一丁目一番一ほか

地域地区 第一種中高層住居専用地域、近隣商業地域、防火地域、準防火地域、第二種高度地区、

等 第三種高度地区、第一種文教地区及び第二種文教地区

種文教地区 既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 大学 増築

及び用途 大学 増築

敷地面積 約一三六、五二二平方メートル 増減なし

建築面積 約四〇、一五四平方メートル 約三、六八六平方メートル

延べ面積 約一七九、二七四平方メートル 約一二、九五五平方メートル

構造及び 鉄骨鉄筋コンクリー ト造ほか

階数 鉄骨鉄筋コンクリー ト造ほか

地上十一階地下二階 筋コンクリー ト造ほか

ほか

地上五階地下一階は  
 か  
 高さ 四七・九七メートル 二四・一八メートル  
 ほか  
 適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

●東京都告示第九百六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年七月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

北区十条台二丁目千八百九十五番、 令和三年七月一日  
 同番一、同番三、板橋区加賀一丁目  
 三千三百五十六番百二及び三千五百  
 七十番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁

第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第九百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会

の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和三年七月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

一 公聴会を行う日時 令和三年七月二十九日(木曜日) 午後三時から

二 公聴会を行う場所 国立ハンセン病資料館一階研修室 東村山市青葉町四丁目一番地十三

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第一担当(東京都小平合同庁舎一階) 小平市花小金井一丁目六番二十号 電話〇四二(四六四)〇〇〇九

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一所氏名 国土交通省関東地方整備局長 若林 伸幸  
 建築敷地 東村山市青葉町四丁目一番八十三  
 地域地区 第一種中高層住居専用地域、準防火地域及び第一種高度地区

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 及び用途	資料館	増築
敷地面積	約一、六二五平方メートル	増減なし
建築面積	約二、五八七平方メートル	約八九〇平方メートル
延べ面積	約四、三五〇平方メートル	約一、五九〇平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 地上二階ほか  
 鉄筋コンクリート造 地上二階ほか

高さ 一三・一〇メートル 九・八九メートルほか  
 ほか

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

●東京都告示第九百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年七月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 町田調布

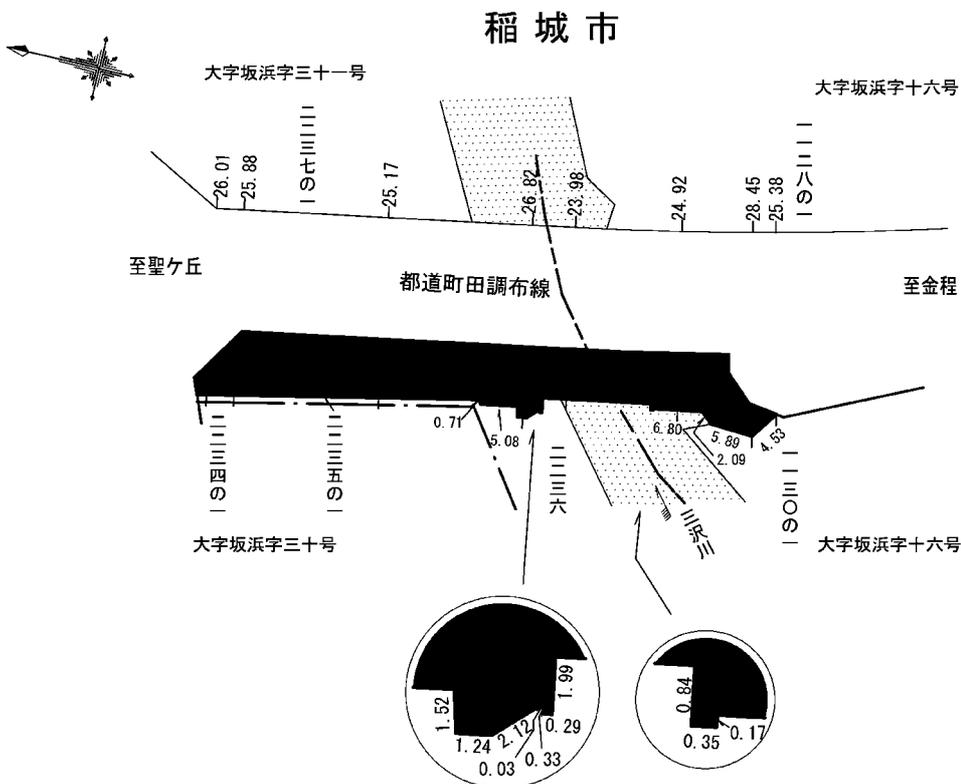
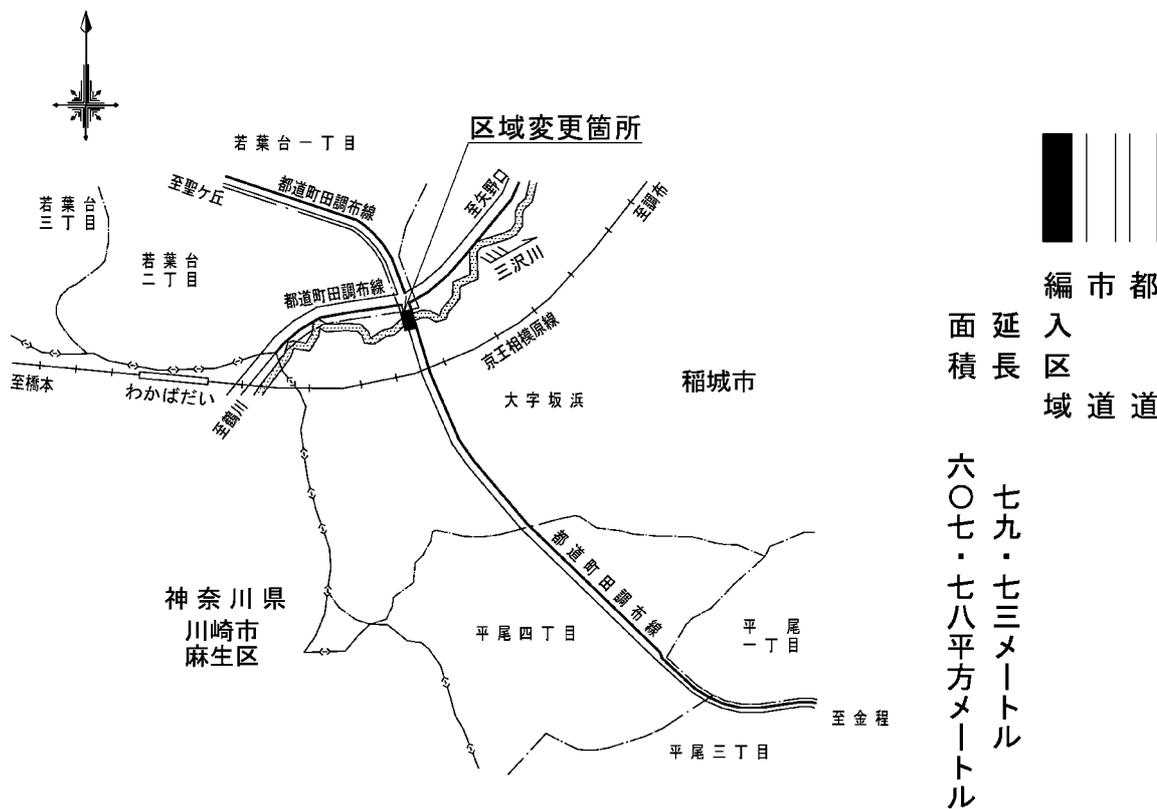
二 変更の区間 稲城市大字坂浜字三十一号二千二百三十五番一地内から同市大字坂浜字十六号千

百三十番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道町田調布線区域変更略図  
稲城市大字坂浜地内



告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、橋本祐幸後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第百二十七号）の一部を次のように訂正する。

令和三年七月二十一日

東京都選挙管理委員会

橋本祐幸後援会の部2支出総額の項中「9,328,186」を「14,728,186」に、「5,917,787」を「517,787」に改め、同部4支出の内訳の項中「735,511」を「1,135,511」に、「600,000」を「800,000」に、「106,011」を「306,011」に、「8,592,675」を「13,592,675」に、「263,624」を「5263,624」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、橋本祐幸後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号）の一部を次のように訂正する。

令和三年七月二十一日

東京都選挙管理委員会

橋本祐幸後援会の部1収入総額の項中「12,685,751」を

「7,295,751」に、「5,917,787」を「517,787」に、「6,767,964」を「6,777,964」に改め、同部2支出総額の項中「6,892,657」を「7,292,657」に、「5,793,094」を「3,094」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「600,000」を「610,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「724,370」を「1,124,370」に、「600,000」を「800,000」に、「78,170」を「278,170」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、橋本祐幸後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号）の一部を次のように訂正する。

令和三年七月二十一日

東京都選挙管理委員会

橋本祐幸後援会の部1収入総額の項中「11,299,165」を「5,509,165」に、「5,793,094」を「3,094」に改め、同部2支出総額の項中「5,854,930」を「64,930」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、橋本祐幸後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号）の一部を次のように訂正する。

令和三年七月二十一日

東京都選挙管理委員会

橋本祐幸後援会の部1収入総額の項中「13,509,008」を「7,719,008」に、「5,854,930」を「64,930」に改め、同部2支出総額の項中「5,419,930」を「5,819,930」に、「8,089,078」を「1,899,078」に改め、同部4支出の内訳の項中「698,589」を「1,098,589」に、「600,000」を「800,000」に、「51,778」を「251,778」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、橋本祐幸後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十三号）の一部を次のように訂正する。

令和三年七月二十一日

東京都選挙管理委員会

橋本祐幸後援会の部1収入総額の項中「18,905,411」を「12,715,411」に、「8,089,078」を「1,899,078」に改め、同部2支出総額の項中「9,140,357」を「9,540,357」に、「9,765,054」を「3,175,054」に改め、同部4支出の内訳の項中「724,222」を「1,124,222」に、「600,000」を「800,000」に、「68,200」を「268,200」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついで、橋本祐幸後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十八号）の一部を次のように訂正する。

令和三年七月二十一日

東京都選挙管理委員会

橋本祐幸後援会の部1収入総額の項中「16,532,450」を「9,942,450」に、「9,765,054」を「3,175,054」に改め、同部2支出総額の項中「10,867,684」を「4,277,684」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都板橋区第三支部及び橋本祐幸後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成三十年東京都選挙管理委員会告示第百二十三号）の一部を次のように訂正する。

令和三年七月二十一日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都板橋区第三支部の部1収入総額の項中「30,706,652」を「31,206,652」に、「29,634,517」を「30,134,517」に改め、同部2支出総額の項中「1,417,232」を「1,917,232」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「19,479,916」を「18,979,916」に、「15,133,500」を「14,633,500」に、「1,471,640」を「2,471,640」に

「自由民主党板橋区支部」を「自由民主党板橋区支部」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中

「福田 隆男」を「285,000 板橋区」に

「下村 博文」を「520,000 板橋区」に

「植田 隆男」を「285,000 板橋区」に改める。

橋本祐幸後援会の部1収入総額の項中「16,672,684」を「10,082,684」に、「10,867,684」を「4,277,684」に改め、同部2支出総額の項中「10,411,939」を「3,821,939」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都板橋区第三支部及び橋本祐幸後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号）の一部を次のように訂正する。

令和三年七月二十一日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都板橋区第三支部の部1収入総額の項中「9,792,248」を「10,792,248」に、「1,417,232」を「1,917,232」に、「8,375,016」を「8,875,016」に改め、同部2支出総額の項中「5,378,342」を「6,378,342」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「2,150,000」を「2,650,000」に

「500,000」を「1,000,000」に改める。橋本祐幸後援会の部1収入総額の項中「15,514,939」を「8,924,939」に、「10,411,939」を「3,821,939」に改め、同部2支出総額の項中「10,003,359」を「3,413,359」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第四選挙区支部、自由民主党東京都第十四選挙区支部、日本維新の会参議院東京都選挙区第1支部、自由民主党東京都墨田区第十三支部、自由民主党東京都大田区第十支部、自由民主党東京都大田区第十九支部、自由民主党東京都大田区第二十支部、自由民主党東京都大田区第二十五支部、自由民主党東京都板橋区第三支部、自由民主党公孫樹会東京都支部、東京維新の会、小野田紀美政経フォーラム、斉藤れいな後援会、都民ファーストの会あかねがくば嘉代子後援会、都民ファーストの会菅原直志後援会、橋本祐幸後援会、下谷薬剤師連盟、にしむろ真希後援会及び日本弁護士政治連盟東京本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号）の一部を次のように訂正する。

令和三年七月二十一日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第四選挙区支部の部4支出の内訳の項中「30,030,462」を「30,031,782」に、「13,495,196」を「13,493,876」に改める。

<p>自由民主党東京都第十四選挙区支部の部②支出総額の項中「29,285,740」や「29,285,964」より「2,272,195」を「2,271,971」に改め、回部④支出の内訳の項中「12,521,160」や「12,521,384」より「4,020,769」を「4,020,993」に改め。</p> <p>日本維新の会参議院東京都選挙区第一支部の部④支出の内訳の項中</p> <p>「政治活動費 21,512,457」を</p> <p>「政治活動費 21,512,457」を</p> <p>うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 150,000」</p> <p>改め。</p>	<p>自由民主党東京都大田区第十支部の部①収入総額の項中「3,131,636」や「3,181,636」より「219,200」を「269,200」に改め、回部②支出総額の項中「648,636」を「698,636」に改め、回部③本年収入の内訳の項中</p> <p>「本部又は支部から供与された交付金に 200,000に係る収入</p> <p>自由民主党大田総支部 200,000」</p> <p>「本部又は支部から供与された交付金に 250,000に係る収入</p> <p>自由民主党大田総支部 200,000</p> <p>自由民主党大田総支部 50,000</p> <p>自由民主党東京都参議院選挙区第三支部</p>	<p>「本部又は支部から供与された交付金に 200,000に係る収入</p> <p>自由民主党大田総支部 200,000」</p> <p>「本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>自由民主党大田総支部 200,000</p> <p>自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 50,000」</p> <p>改め。</p> <p>自由民主党東京都大田区第二十五支部の部③本年収入の内訳の項中「5人」や「50人」に改め。</p> <p>自由民主党東京都板橋区第三支部の部①収入総額の項中「13,174,369」や「14,174,369」より「5,378,342」や「6,378,342」に改め、回部②支出総額の項中「8,073,331」や「9,073,331」に改め。</p> <p>自由民主党公孫樹会東京都支部の部①収入総額の項中</p> <p>「1 収入総額 11,909,705</p> <p>前年繰越額 11,909,705</p> <p>本年収入額 0」</p> <p>「1 収入総額 12,409,705</p> <p>前年繰越額 11,909,705</p> <p>本年収入額 500,000」</p> <p>改め、回部②支出総額の項中「11,909,705」を「12,409,705」に改め、回部の次に次のように加す。</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 500,000</p> <p>政党歴名分を除く寄附の額 500,000</p> <p>法人その他の団体からの寄附 500,000</p> <p>4 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）</p>
<p>自由民主党東京都墨田区第十三支部の部③本年収入の内訳の項中「220,000」や「120,000」より</p> <p>「本部又は支部から供与された交付金に 100,000に係る収入</p> <p>自由民主党墨田総支部 100,000」</p> <p>「本部又は支部から供与された交付金に 200,000に係る収入</p> <p>自由民主党墨田総支部 100,000</p> <p>自由民主党東京都墨田区第三支部 100,000」</p> <p>改め、回部⑤総額の内訳（半額5万円を超えるもの）の項中</p> <p>「（個人からの寄附）（金額）（住所）を</p> <p>川松 真一朗 100,000 墨田区」</p> <p>「（個人からの寄附）（金額）（住所）」</p> <p>改める。</p>	<p>自由民主党東京都大田区第二十支部の部①収入総額の項中「3,348,584」や「3,398,584」より「825,800」を「875,800」に改め、回部②支出総額の項中「1,031,084」を「1,081,084」に改め、回部③本年収入の内訳の項中</p> <p>「本部又は支部から供与された交付金に 250,000に係る収入</p> <p>自由民主党大田総支部 200,000</p> <p>自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 50,000</p> <p>自由民主党大田総支部</p> <p>改め。</p>	<p>「本部又は支部から供与された交付金に 200,000に係る収入</p> <p>自由民主党大田総支部 200,000」</p> <p>「本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>自由民主党大田総支部 200,000</p> <p>自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 50,000」</p> <p>改め。</p> <p>自由民主党東京都大田区第二十五支部の部③本年収入の内訳の項中「5人」や「50人」に改め。</p> <p>自由民主党東京都板橋区第三支部の部①収入総額の項中</p> <p>「1 収入総額 11,909,705</p> <p>前年繰越額 11,909,705</p> <p>本年収入額 0」</p> <p>「1 収入総額 12,409,705</p> <p>前年繰越額 11,909,705</p> <p>本年収入額 500,000」</p> <p>改め、回部②支出総額の項中「11,909,705」を「12,409,705」に改め、回部の次に次のように加す。</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 500,000</p> <p>政党歴名分を除く寄附の額 500,000</p> <p>法人その他の団体からの寄附 500,000</p> <p>4 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）</p>
<p>自由民主党東京都大田区第二十支部の部①収入総額の項中「3,348,584」や「3,398,584」より「825,800」を「875,800」に改め、回部②支出総額の項中「1,031,084」を「1,081,084」に改め、回部③本年収入の内訳の項中</p> <p>「本部又は支部から供与された交付金に 250,000に係る収入</p> <p>自由民主党大田総支部 200,000</p> <p>自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 50,000</p> <p>自由民主党大田総支部</p> <p>改め。</p>	<p>自由民主党東京都大田区第二十支部の部①収入総額の項中「3,348,584」や「3,398,584」より「825,800」を「875,800」に改め、回部②支出総額の項中「1,031,084」を「1,081,084」に改め、回部③本年収入の内訳の項中</p> <p>「本部又は支部から供与された交付金に 250,000に係る収入</p> <p>自由民主党大田総支部 200,000</p> <p>自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 50,000</p> <p>自由民主党大田総支部</p> <p>改め。</p>	<p>「本部又は支部から供与された交付金に 200,000に係る収入</p> <p>自由民主党大田総支部 200,000」</p> <p>「本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>自由民主党大田総支部 200,000</p> <p>自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 50,000」</p> <p>改め。</p> <p>自由民主党東京都大田区第二十五支部の部③本年収入の内訳の項中「5人」や「50人」に改め。</p> <p>自由民主党東京都板橋区第三支部の部①収入総額の項中</p> <p>「1 収入総額 11,909,705</p> <p>前年繰越額 11,909,705</p> <p>本年収入額 0」</p> <p>「1 収入総額 12,409,705</p> <p>前年繰越額 11,909,705</p> <p>本年収入額 500,000」</p> <p>改め、回部②支出総額の項中「11,909,705」を「12,409,705」に改め、回部の次に次のように加す。</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 500,000</p> <p>政党歴名分を除く寄附の額 500,000</p> <p>法人その他の団体からの寄附 500,000</p> <p>4 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）</p>

<p>(寄附者) (法人その他の団体からの寄附) 東京文教コーポレーション 香川文教株式会社</p> <p>(金額) 200,000 300,000</p> <p>(事務所の所在地) 福井県福井市 香川県木田郡三木町</p> <p>東京維新の会の部3 本年収入の内訳の項中</p>	<p>「179,147」を改め、同部4 支出の内訳の項中「786,216」を「785,996」に、「470,494」を「470,274」に改め、斉藤れいな後援会の部5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの) の項中「渋谷区」を「多摩市」に改める。都民ファーストの会あかねがくほ嘉代子後援会の部1 収入総額の項中「2,227,159」を「2,727,159」に、「1,780,000」を「2,280,000」に改め、同部2 支出総額の項中「2,152,876」を「2,649,845」に、「74,283」を「77,314」に改め、同部3 本年収入の内訳の項中「1,780,000」を「2,280,000」に、「1,500,000」を「2,000,000」に改め、同部4 支出の内訳の項中</p>	<p>「9,699,503」を「179,503」に改め、同部4 支出の内訳の項中「5,179,115」を「8,109,115」に、「70,000」を「3,000,000」に改める。 下谷薬剤師連盟の部1 収入総額の項中「2,154,623」を「2,262,623」に、「1,307,007」を「1,415,007」に改め、同部2 支出総額の項中「716,113」を「824,113」に改め、同部3 本年収入の内訳の項中「115,000」を「223,000」に改め、5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの) の項中「115,000」を「223,000」に改める。 このうち真希後援会の部2 支出総額の項中「4,843,362」を「5,221,404」に、「563,892」を「185,850」に改め、同部4 支出の内訳の項中「1,727,208」を「2,084,206」に、「229,920」を「409,920」に、「7,472」を「95,154」に、「483,999」を「557,060」に、「1,005,817」を「1,022,072」に、「3,116,154」を「3,137,198」に、「210,916」を「231,960」に改め、 日本弁護士政治連盟東京本部の部2 支出総額の項中「2,182,663」を「1,482,992」に、「12,051,369」を「12,751,040」に改め、同部4 支出の内訳の項中「1,082,598」を「346,359」に、「1,100,065」を「1,136,633」に、「246,800」を「283,368」に改める。</p>
<p>「個人」の負担する党費又は会費 日本維新の会</p> <p>(108人) 18,725,000</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>18,725,000</p>	<p>「経常経費」を「1,357,927」を 「経常経費」を「1,854,896」を 「人件費」を「496,969」を</p>	<p>「229,920」を「409,920」に、「7,472」を「95,154」に、「483,999」を「557,060」に、「1,005,817」を「1,022,072」に、「3,116,154」を「3,137,198」に、「210,916」を「231,960」に改め、 日本弁護士政治連盟東京本部の部2 支出総額の項中「2,182,663」を「1,482,992」に、「12,051,369」を「12,751,040」に改め、同部4 支出の内訳の項中「1,082,598」を「346,359」に、「1,100,065」を「1,136,633」に、「246,800」を「283,368」に改める。</p>
<p>「個人」の負担する党費又は会費 政治団体からの寄附</p> <p>150,000 150,000</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>18,875,000</p>	<p>改め、同部5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの) の項中</p> <p>「茜ヶ久保 友人」を「1,500,000 杉並区」を 「茜ヶ久保 友人」を「1,500,000 杉並区」を 「茜ヶ久保 嘉代子」を「500,000 杉並区」を</p>	<p>改め、同部5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの) の項中「1,056,671」を「1,114,171」に、「3,341,411」を「3,283,911」に改め、同部4 支出の内訳の項中「874,321」を「931,821」に、「632,500」を「690,000」に改め、 橋本祐幸後援会の部1 収入総額の項中「16,310,359」を「9,720,359」に、「10,003,359」を「3,413,359」に改め、同部2 支出総額の項中「6,610,856」を「9,540,856」に</p>
<p>改め、同部4 支出の内訳の項に次のように加える。 5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの) (寄附者) (政治団体からの寄附)</p> <p>(金額) 150,000 円 (事務所の所在地) 千代田区</p>	<p>都民ファーストの会菅原直志後援会の部2 支出総額の項中「1,056,671」を「1,114,171」に、「3,341,411」を「3,283,911」に改め、同部4 支出の内訳の項中「874,321」を「931,821」に、「632,500」を「690,000」に改め、 橋本祐幸後援会の部1 収入総額の項中「16,310,359」を「9,720,359」に、「10,003,359」を「3,413,359」に改め、同部2 支出総額の項中「6,610,856」を「9,540,856」に</p>	<p>改め、同部4 支出の内訳の項に次のように加える。 5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの) (寄附者) (政治団体からの寄附)</p> <p>(金額) 150,000 円 (事務所の所在地) 千代田区</p>
<p>改め、同部4 支出の内訳の項に次のように加える。 5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの) (寄附者) (政治団体からの寄附)</p> <p>(金額) 150,000 円 (事務所の所在地) 千代田区</p>	<p>改め、同部4 支出の内訳の項に次のように加える。 5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの) (寄附者) (政治団体からの寄附)</p> <p>(金額) 150,000 円 (事務所の所在地) 千代田区</p>	<p>改め、同部4 支出の内訳の項に次のように加える。 5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの) (寄附者) (政治団体からの寄附)</p> <p>(金額) 150,000 円 (事務所の所在地) 千代田区</p>

●東京都選挙管理委員会告示第九十三号

令和三年二月七日執行の西東京市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。  
令和三年七月二十一日

## 裁 決 書

審査申立人総代	山 口 あずさ
同	星 出 卓 也
同	増 田 恵 津 子

上記審査申立人総代山口あずさ外84名（以下「申立人ら」という。）から令和3年4月21日に提起された、令和3年2月7日執行の西東京市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

- 1 審査の申立ての趣旨  
本件選挙における選挙の効力に関し申立人らが西東京市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して行った異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）に対して市委員会が行った決定（以下「原決定」という。）を取り消し、本件選挙の効力を無効とする裁決を求めるものである。
- 2 審査の申立ての理由  
申立人らの本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると解される。

(1) 市委員会が棄却決定した理由の中で、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項の要件を検討するに当たり「選挙の規定に違反することがあるとき」に該当しないと、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」の有無については判断しなかった。

(2) 選挙期日前日に新聞折込み及びポスティングにより選挙区内のほぼ全戸に配布された確認団体「明日の西東京を創る会」（以下「本件確認団体」という。）の法定ピラ（法第201条の9第1項第6号規定のもの。以下「本件法定ピラ」という。）の内容は虚偽及び事実をゆがめたものであり、当選人と次点候補者の得票差が1514票と僅差であることから、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」が十分にあったものと認められる。

(3) 本件法定ピラの記載が特定の候補者を想起させるものであることから、確認団体が頒布することができる法定ピラへの記載が禁止される特定候補者の氏名又は氏名類推事項が記載されたものといえ、市委員会がなした「当該ピラは適法である」とする形式的判断について都選管による再評価を問うものである。

(4) 市委員会の委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条に規定する「人格が高潔で、政治および選挙に関し識見を有するもの」とは言えず、官吏又は公吏として刑事告発すべきである本件法定ピラにつき告発を行った形跡はなく、その職責を全うできていない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。

本件審査申立てに伴い、令和3年5月12日に市委員会から弁明書及び関係資料の提出を受けたため、翌日、申立人らに対して反論書の提出を促す文書を送付したところ、同年5月20日に反論書が提出された。

また、申立人らから法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第31条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述の申立てがあったため、同年5月24日に口頭意見陳述を実施した。さらに、申立人らから法第216条第2項において準用する行政不服審査法第33条第1項の規定に基づき、物件提出要求の申立てがあったため、本件確認団体に対して物件提出の依頼を行ったところ、同年6月7日に物件の提出を受け、慎重かつ

厳正に審理した。  
審理の結果は以下のとおりである。

第 1 本件審査の申立てに至るまでの経緯

1 令和3年1月31日、本件選挙告示  
2 同年2月6日、選挙区内において、新聞折込み及びポスティングにより本件法定ピラが頒布された。

3 同月7日、本件選挙期日

4 同月22日、本件異議の申出が提起され、市委員会はこれを受理した。また、同日、市委員会は本件確認団体の代表者へ物件提出依頼を行った。

5 3月26日、市委員会は異議申出人総代による口頭意見陳述を実施し、証拠書類及び証拠物の提出があった。

6 同月30日、市委員会は本件異議の申出を棄却する原決定をし、同日、決定書を異議申出人総代宛てに郵送するとともに、その内容を法第215条の規定に基づき、同日告示した。

7 同年4月21日、申立人らは原決定を不服とし、本件審査の申立てを提起し、当委員会はこれを受理した。

第 2 申立人の主張及び市委員会の弁明に対する当委員会の判断

1 申立人の主張

(1) 上記「審査の申立ての要旨 2 審査の申立ての理由」のとおりである。  
(2) 口頭意見陳述の内容は概ね以下のとおりである。

ア 市委員会が本件法定ピラの配布数を詳細に調べないまま、本件異議の申出について棄却の決定を行ったことに納得できない。

イ 公職選挙法第1条は、この法律は日本国憲法の精神にのっとり、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議長及び市長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表示する意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とするとしている。選挙における自由について、『逐条解説公職選挙法』では、選挙人が自己の良心に従って、その適当と認め候補者に投票することの自由と、議員たらんとする者及びこれを支持

する者がその当選を図るために選挙運動をなすことの自由を意味すると解説している。本件法定ピラは排他的で攻撃的で、事実をゆがめており、見た人を傷つけるものであり、到底、選挙運動をなすことの自由の範囲内に含まれているとは言えない。

ウ 本件法定ピラは、候補者本人に関する虚偽事項の公表ではなく、ライバル候補の落選を目的とした虚偽事項の公表であることを改めて強調したい。虚偽事項公表罪については、法定刑の候補者本人が自分のことを偽る場合が2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金であるのに対し、ライバル候補の落選を目的とした場合は4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金とされ、2倍以上の量刑が科されている重罪とされている。

エ 昭和30年8月9日最高裁第3小法廷判決が、選挙地域内の選挙人、選挙人全般が、その自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではないと判示しているように、違法な本件法定ピラによって、選挙地域内の選挙人全般が、その自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じたものであり、本件選挙は無効としなければならない。

## 2 市委員会の弁明書の内容

申立人らの主張に対する市委員会の弁明は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 法第205条第1項は、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限り、「選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない」としている。ここに「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、主に選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること又は明文の規定に反しないとしても、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すとされている。そして、選挙人、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反は、原則として、同項の「選挙の規定に違反することがあるとき」には該当しないと解され、ただ、例外的に、そのような違反行為により選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じた場合には、選挙の

自由公正が失われたものとして、選挙を無効としなければならないことも考えられないではないとされている。

本件選挙においては、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反し、又は明文の規定に反しないとしても選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたと認めらるべき根拠となる事実を確認されなかった。また、選挙人、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反により選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じたと認めらるべき根拠となる事実も確認されなかった。

申立人らは、本件異議の申出に対する決定において池沢候補と平井候補の得票差についても言及すべきであったと主張するが、法第205条第1項は、選挙を無効とすべき場合を「選挙の規定に違反することがあるとき」のうち「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限定しており、「選挙の規定に違反することがあるとき」に該当しない場合には、同項に該当しないことは明らかであるから、得票差について言及する必要性は認められない。

(2) 申立人らは、本件法定ピラは選挙地域内のほぼ全戸に配布されたと認めらるべきであり、これにより選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたと認められると主張するが、本件異議の申出に係る審理並びに本件審査の申立てにおける申立人らの主張及びその提出する資料によっても、これらの申立人らの主張を認めるに足りる事実は認定できない。

(3) 申立人らは、本件法定ピラの記載が法の規制する「氏名又は氏名が類推されるような事項」に該当すると主張し、当委員会においてこれらの記載を修正させ、あるいはピラの発行と配布を禁止すべきであったのにこれをしなかつたと主張するが、法の解釈としてこれらの申立人らの主張のように解することはできない。

## 3 当委員会の判断

(1) 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙において「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(最高裁判所昭和61年2月18日判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なつた結果の生ずる可能性のある場合をいう。」(最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決)とされている。

(2) 以上の観点から、申立人らの主張する本件審査の申立てについて、選挙が無効とされる場合に該当するか否か検討する。

ア 申立人らは、本件確認団体が作成した本件法定ピラに掲載されている「新しい市長には前副市長を」が池沢たかし候補(以下「池沢候補」という。)を、「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」が平井竜一候補(以下「平井候補」という。)をそれぞれ類推させ、明らかに特定できるような文言であり、これらの記載は、確認団体の法定ピラに記載が禁止される「特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項」に当たりますが、市委員会においてこれらの記載を修正させ、あるいはピラの発行と配布を禁止すべきであつたのにこれをしなかつたと主張する。

確認団体活動については、法第201条の9第1項第6号において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出たもの2種類

以内のピラを頒布することができる旨が規定されている。ピラの記載事項については、法第201条の11第5項の規定により、その表面に当該政党その他の政治団体の名称、選挙の種類及び法定のピラである旨を記載しなければならぬと規定されているほか、法第201条の9第2項にて準用する第201条の6第2項により当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできないとされている。

ここで「その氏名が類推されるような事項」(以下「氏名類推事項」という。)とは、氏又は名、職名、通称あるいは何某後援会等、周囲の状況から客観的にその氏名が類推されるような事項と解せられるが、具体的認定は個々の事実に行うよりほかない。また、氏又は名を明示せず「〇〇党総裁」「〇〇県支部長」等肩書程度を記載することは、場合により、許されるものと解する(安田充・荒川教編著(2009)『逐条解説公職選挙法(下)』ぎょうせい1531頁)。すなわち、氏名類推事項とは、一般的には候補者の氏名が直接含まれている場合に該当するものと解する。

これを本件法定ピラの記載についてみると、「新しい市長には前副市長を」及び「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」には、ともに池沢候補及び平井候補の氏名が直接含まれていない。よつて、両記載については、池沢候補及び平井候補それぞれの氏名類推事項には該当しないものと判断する。

市委員会は、本件法定ピラに、当該確認団体の名称、選挙の種類及び法定のピラである旨が記載されていることを確認して、法の規定により当該ピラの届出を受理したものであり、また、本件法定ピラの内容には、特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項の記載がないことから法に違反するものとも認められない。

したがつて、本件選挙は、法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反する」ものとは認められない。

イ 申立人らは、選挙期日前日に新聞折込み及びポスターンゾにより選挙区内のほぼ全戸に配布された本件法定ピラの内容は虚偽及び事実をゆがめたものであり、当選人と次点候補者の得票差が1514票と僅差であることから、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」が十分にあつたものと

認められると主張する。

この点につき、市委員会は弁論書において、原決定における「このほか」に本件法定ピラが選挙地域内のほぼ全戸に配布されたと認めるべき根拠となる事実は認められない」との記載の意味については、文字どおり、「ほぼ全戸に配布された」と認定する根拠となる事実が確認できていないという趣旨であり、「28, 900枚の配布以外に配布はないと認定した」ものではないと示している。

当委員会は、申立人らから法第216条第2項において準用する行政不服審査法第33条第1項の規定に基づき、物件提出要求の申立てがあったため、本件確認団体に対して本件法定ピラの印刷枚数、頒布方法ごとの頒布枚数についての資料等の提出依頼を行った。しかし、本件確認団体からは依頼した内容に関する資料が提出されなかった。そこで、当委員会が本件法定ピラに係る新聞折込みに関与した広告代理店に働き取りを行ったところ、配布枚数は37, 750枚であることが判明した。

また、申立人らから提出された物証（甲第23号証）では新聞折込みとは別にポスティングにより本件法定ピラが頒布されたとの証言があり、新聞折込みとは別にポスティングにより本件法定ピラが頒布されたことが推認できる。

しかし、選挙人のうち具体的に何人が本件法定ピラに接したことにより投票先を変更したかを確認することは不可能であり、申立人らの証拠及び証言からも、本件法定ピラの記載内容に嫌悪感を抱いて投票先を変更する者がいた可能性があることは分かるが、そのような者がどれだけ存在したかについては不明確であると言わざるを得ない。また、選挙人は、自らの投票行動を決定するに当たっては、新聞報道や選挙運動などを通じて候補者の政見や主張などの情報を取得し、収集した情報をその自由な意志に基づき取捨選択しながら投票を行うことが通常であつて、本件法定ピラからの情報のみによって投票行動を決定するとは合理的に認められない。

ウ 申立人らは、市委員会の委員は、地方自治法第182条に規定する「人格が高潔で、政治および選挙に関し職見を有するもの」とは言えず、官吏又は公吏として刑事告発すべきである本件法定ピラにつき告発を行った形跡がなく、その職責を全うできていないと主張する。

市委員会からの反論書において、告発を行っていないことは認めてい

るところであるが、告発すべきか否かについては市委員会が個別具体的に判断することであり、当委員会ですその是非を判断することはできない。

以上のとおり、市委員会は、法をはじめとする関連法令の規定に則り本件選挙を管理執行したものであり、選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反し、又は選挙の自由公正の原則を著しく阻害したとは言えず、判例の解釈からも法第205条第1項が規定する選挙を無効とする原因は認められないとすべきである。

したがって、これらの点について申立人の主張には理由がない。

第3 審理の結果

以上のとおり、本件選挙については、法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当する事実は認められない。

よって、原決定を取り消す理由はなく、また、本件選挙を無効とすべき理由もないから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和3年7月14日

東京都選挙管理委員会  
委員長 澤野正明

法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。



新木  
場駅  
ロ  
ス  
カ  
ン  
ト  
リ  
ー  
コ  
ー  
ス

復九・六  
五〇

公 告

改める。

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和三年七月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百十六回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 六億円 三百万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和三年十月二十三日から同年十一月十六日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して二億六千八百九十万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して五千五百二十八万一千四百九十円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して三千六百七十二万円
- 九 受託申請期限 令和三年八月四日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

票法その他関係通達による。

- 一 名称 第二千五百十七回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 一億円 五十万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和三年十月二十三日から同年十一月二十三日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して四千七百五十万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して九百二十八万四千円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して五百五十二万円
- 九 受託申請期限 令和三年八月四日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

- 一 名称 第二千五百十九回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和三年十一月二十四日から同年十二月十四日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して八千四百九十万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千六十二万五千九百九十円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して千四百八十万円
- 九 受託申請期限 令和三年八月四日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

<p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>八 その他発売経費 発売総額に対して八千五百六十八万円</p>	<p>令和三年六月二十九日 雑報</p>
<p>一 名称 第二千五百二十一回東京都宝くじ</p>	<p>九 受託申請期限 令和三年八月四日</p>	
<p>二 発売総額及び枚数 三億円 百五十万枚</p>	<p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	
<p>三 証券金額 一枚二百円</p>	<p>東京環境影響評価条例に基づく着工の届出について</p>	
<p>四 発売期間 令和三年十二月八日から令和四年一月四日まで</p>	<p>東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、一級河川荒川水系荒川改修事業に伴う京成本線荒川橋梁及び綾瀬川橋梁架替工事について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。</p>	
<p>五 当せん金の総額 発売総額に対して一億四千二百五十万円</p>	<p>令和三年七月二十一日</p>	
<p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p>	<p>東京都知事 小池 百合子</p>	
<p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千八百四十六万五千八百円</p>	<p>一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 京成電鉄株式会社 代表取締役社長 小林 敏也 千葉県市川市八幡三丁目三番一号</p>	
<p>八 その他発売経費 発売総額に対して千六百五十六万円</p>	<p>二 対象事業の名称 一級河川荒川水系荒川改修事業に伴う京成本線荒川橋梁及び綾瀬川橋梁架替工事</p>	
<p>九 受託申請期限 令和三年八月四日</p>	<p>三 工事着手の予定年月日 令和三年七月二十六日</p>	
<p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>四 工事完了の予定年月日 令和二十年三月三十一日</p>	
<p>一 名称 第二千五百二十二回東京都宝くじ</p>	<p>五 届出日</p>	
<p>二 発売総額及び枚数 十四億円 七百万枚</p>		
<p>三 証券金額 一枚二百円</p>		
<p>四 発売期間 令和三年十二月二十五日から令和四年一月十八日まで</p>		
<p>五 当せん金の総額 発売総額に対して六億一千九百九十万円</p>		
<p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p>		
<p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して一億二千七百七十五万三千八百九十円</p>		

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。  
 令和三年七月二十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百二回全国自治宝くじ

十三億五千万円 四百五十万枚

一枚二百円

令和三年十月二十三日から同年十一月二十三日まで

発売総額に対して六億二千万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売総額に対して一億四百八十八万六千円

八 その他発売経費  
 発売総額に対して一億二千八百八十六万円

九 受託申請期限  
 令和三年八月四日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称  
 第九百三回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数  
 十六億円 八百万枚

三 証券金額  
 一枚二百円

四 発売期間  
 令和三年十月二十七日から同年十一月二十三日まで

五 当せん金の総額  
 発売総額に対して七億六千万円

六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売総額に対して一億五千四百四万四千円

八 その他発売経費  
 発売総額に対して九千二百万円

九 受託申請期限  
 令和三年八月四日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称  
 第九百四回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数  
 三億五千万円 三百五十万枚

三 証券金額  
 一枚百円

四 発売期間  
 令和三年十月二十七日から同年十一月二十三日

五 当せん金の総額  
 発売総額に対して一億六千八百万円

六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売総額に対して三千七百九十三万二千円

八 その他発売経費  
 発売総額に対して二千九百二十九万五千円

九 受託申請期限  
 令和三年八月四日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称  
 第九百七回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数  
 六億円 六百万枚

三 証券金額  
 一枚百円

四 発売期間  
 令和三年十二月二十五日から令和四年一月十日まで

五 当せん金の総額  
 発売総額に対して二億八千八百万円

六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売総額に対して六千四百四十一万六千円

八 その他発売経費  
 発売総額に対して五千二十二万円

九 受託申請期限  
 令和三年八月四日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称  
 第九百八回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数  
 十八億円 九百万枚

三 証券金額  
 一枚二百円

四 発売期間  
 令和三年十二月二十五日から令和四年一月十八日まで

五 当せん金の総額  
 発売総額に対して八億五千五百万円

六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売総額に対して一億六千七百七十五万五千五百円

八 その他発売経費  
 発売総額に対して一億三百五十万円

九 受託申請期限  
 令和三年八月四日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称  
 第九百九回全国自治宝くじ

二	発売総額及び枚数	十八億円 六百万枚
三	証券金額	・枚三百円
四	発売期間	令和三年十二月二十五日から令和四年一月二十五日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して八億二千八百万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して一億四千四十九万四千二百円
八	その他発売経費	発売総額に対して一億五千四十八万円
九	受託申請期限	令和三年八月四日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 一筒月 五〇円  
 六、六〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

